

コロナに負けない！とっとり絆事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)

第4条の規定に基づき、コロナに負けない！とっとり絆事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルスの感染防止対策に伴う外出自粛などにより、互助・共助等の支援が必要となる者を対象に実施するボランティア活動に対する支援を目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)と同表の第4欄に定める額(以下「定額」という。)のいずれか低い額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、令和3年1月29日までとし、原則として、補助事業に着手する14日前までに、行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は令和3年3月5日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助上限額	5 重要な変更
<p>新型コロナウイルスの感染防止対策に伴う外出自粛などにより、互助・共助等の支援が必要となる者を対象に実施するボランティア活動。</p> <p>ただし、感染拡大を防止するため、以下の3つの条件を避け、その他の感染防止策が措置される活動に限る。</p> <p>(1)密閉空間 (2)多くの人の密集する場所 (3)密接した会話</p>	<p>ボランティア（非営利）活動に取り組む個人、団体、企業</p>	<p>左欄1補助事業の実施に要する経費（燃料費（25円/km）、食糧費、消耗品費、旅費、役員費、保険料、使用料賃借料、講師謝金（教材作成や動画配信などで、専門的な指導等が必要な場合に限り、1人6,000円を上限とする）</p> <p><想定される実施例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要物資の買い物等支援 ・子どものための学習、運動などの支援（教材づくり・室内でできる運動の紹介等） ・マスクを作成し、地域・学校・施設等への配布 ・食事づくりが困難な方のための配食支援 ・外出自粛で人手不足になった営農活動の支援や地域の環境維持・保全への支援 ・休業している団体・事業所等の従業員が地域支援のために取り組む社会貢献活動 など 	<p>100 千円</p>	<p>(1) 本補助金の増額を伴うもの</p> <p>(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>

様式第2号（第4条関係）

コロナに負けない！とっとり絆事業補助金事業収支予算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
県 補 助 金		
自 己 資 金		
その他の収入 ① 〔民間・市町村助成金、 販売収入等〕		
合 計		

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
補助対象経費		
	補助対象経費 計 ②	
補助対象外経費		
	補助対象外経費 計	
合 計		

※算定基準額 = 補助対象経費計②－その他の収入①

円

様

職 氏 名

印

〇〇年度コロナに負けない！とっとり絆事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったコロナに負けない！とっとり絆事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先 県民参画協働課・電話番号）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費（申請書の収支予算書に記載された経費とする。以下同じ。）の配分は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、コロナに負けない！とっとり絆事業補助金交付要綱（令和2年3月 日付第号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第7条関係）

コロナに負けない！とっとり絆事業補助金事業収支決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	内 訳
県 補 助 金			
自 己 資 金			
その他の収入 ① 〔民間・市町村助成金、 販売収入等〕			
合 計			

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	内 訳
補助対象経費			
	補助対象経費 計 ②		
補助対象外経費			
	補助対象外経費 計		
合 計			

※算定基準額 = 補助対象経費計②－その他の収入①

円

